

# 改正特定非営利活動促進法（NPO法）の概要

平成24年4月1日から施行されます

平成24年2月23日作成

## 1 所轄庁の変更→京都市内のみには事務所がある法人は、所轄庁が京都市長に変わります

政令指定都市内のみには事務所があるNPO法人は、政令指定都市の長が所轄庁となります。また、これまで、2以上の都道府県に事務所があるNPO法人は、内閣総理大臣が所轄庁となっていました。が、今後は、主たる事務所がある都道府県知事が所轄庁となります。

(備考)

主たる事務所が京都府内にある場合は、京都府知事が、そのうち事務所が京都市内のみにある場合は、京都市長が所轄庁になります。(従たる事務所がある法人については、下記の具体例を参考にしてください。)

【例1】主たる事務所が「京都市」、従たる事務所も「京都市」⇒所轄庁は「京都市長」

【例2】主たる事務所が「京都市」、従たる事務所が「宇治市」⇒所轄庁は「京都府知事」

【例3】主たる事務所が「宇治市」、従たる事務所が「滋賀県大津市」⇒所轄庁は「京都府知事」

【例4】主たる事務所が「滋賀県大津市」、従たる事務所が「京都市」⇒所轄庁は「滋賀県知事」

## 2 活動分野が追加されました

現在の17の活動分野に加えて、新たに3つの活動分野が追加されました。

- ・観光の振興を図る活動
- ・農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ・法第2条別表に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は政令指定都市の条例で定める活動  
(→ 京都府・京都市では、新たな活動分野を条例で定めない予定です。)

## 3 認証申請書類の縦覧期間中の補正ができます

設立認証・定款変更認証等の申請書類の軽微な不備については、所轄庁が申請書を受理した日から1月を経過するまでの間に限り、補正ができることになりました。

(→ 京都府・京都市では、客観的に明白な誤記など内容の同一性を失わない範囲のものを軽微な不備として条例で定める予定です。)

## 4 認証審査期間の柔軟化

所轄庁は、申請書を受理した日から2月間の縦覧期間終了後の2月以内の認証審査期間について、条例でこれより短い期間を定めることができることになりました。

(→ 京都府・京都市では、これまでどおり2月以内の認証審査期間とし、実際の運用においては、縦覧期間終了後、できる限り早く審査を行うよう対応していく予定です。)

## 5 社員総会に「みなし決議」が導入されます

社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会で可決の決議があったものとみなすことができることとなりました。また、社員総会の目的であるすべての事項について可決する決議があったとみなされるときには、総会が終結したとみなすことができます。

(備考)

このみなし決議を活用した場合、総会の議事録の記載内容が通常とは異なってきます。\*そのため、この制度を利用する法人は、定款中の総会の「議事録」の項目を追加修正する必要があります。また、総会の「議決」の項目にみなし決議ができる旨の規定を追加することが必要です。

これらの追加修正がなくても、「みなし決議」を行うことは可能ですが、他の定款変更の際に併せて定款に定めるようにしてください。(具体的な規定の方法については、改訂版の手引きの定款例等でお示しする予定です。)

<※ みなし決議を活用した場合の議事録に記載すべき事項>

- ① 決議したとみなされた事項の内容
- ② 各決議事項の提案者の氏名又は名称
- ③ 決議があったとみなされた日
- ④ 議事録作成者の氏名

## 6 理事の代表権の制限に関する登記が必要です

理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定が削除されました。これにより、理事の代表権を制限している場合は、代表権を有しない理事を登記から削除しなければなりません。また、定款で代表権に制限を加えた場合はその旨を登記する必要があります。

なお、これらの代表権の制限に関する変更登記は、改正法施行後6箇月以内(H24.9.30まで)に行う必要があります。

## 7 定款変更の手続きが変更になります

(1) 所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる事項が増えました。

現 行	平成 24 年 4 月 1 日以降
① 事務所の所在の変更(所轄庁変更を伴うもの以外) ② 資産に関する事項 ③ 公告の方法	① 事務所の所在の変更(所轄庁変更を伴うもの以外) ② 資産に関する事項 ③ 公告の方法 ④ 役員の定数 ⑤ 会計に関する事項 ⑥ 事業年度 ⑦ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。)

(2) 定款変更の届出時に添付する書類として、社員総会の議事録の謄本と変更後の定款が必要になりました。

現 行	平成 24 年 4 月 1 日以降
・定款変更等届出書 (添付書類なし)	・定款変更等届出書 ・ <b>定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本</b> ・ <b>変更後の定款</b>

(3) 定款変更に係る登記を終了したときは、登記事項証明書在所轄庁に提出することになりました。

## 8 役員変更等の届出時の添付書類が変更になります

役員（理事・監事）に変更があった場合（氏名、住所等の変更を含む。）は、これまでの書類に加えて、変更後の役員名簿の添付が必要になりました。

## 9 「収支計算書」が「活動計算書」に変更になります

「収支計算書」・「収支予算書」が、「活動計算書」・「活動予算書」へと変更されました。内容については、NPO法人会計基準協議会の「NPO法人会計基準」で示された「活動計算書」が基本となります。

（備考）

この規定は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度に適用されます。

なお、この規定は経過措置がありますので、当分の間、これまでの「収支計算書」「収支予算書」も可能です。

「NPO法人会計基準」等については、下記のサイトを参考にしてください。

- みんなで使おう！「NPO法人会計基準」→ <http://npokaikei.info/>
- 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会→ <https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>

## 10 事業報告書等の提出時の定款変更に係る添付書類が不要になります

平成24年4月1日以降に開始する事業年度の事業報告書等の提出時から、前事業年度中に定款変更があった場合の関係書類の添付が不要になりました。

現 行	平成24年4月1日以降に開始する事業年度～
前事業年度中に定款変更があった場合は、事業報告書等に次の書類を添付 ・ 変更後の定款 ・ 当該変更に係る認証書の写し ・ 当該変更に係る登記事項証明書の写し	事業報告書等（添付書類なし）以下の改正点に留意 <平成24年4月1日以降> ※ 定款変更の届出時に添付する書類として「社員総会の議事録の謄本」及び「変更後の定款」が追加 ※ 定款変更に係る登記を終了したときは、登記事項証明書を提出

## 11 法人の事務所に備え置き、閲覧に供する書類・場所が追加になります

NPO法人が事務所に備え置き、利害関係者からの請求に応じ閲覧に供する書類として、最新の役員名簿が追加されました。また、書類を備え置く場所として、主たる事務所のほか、従たる事務所も追加されました。

（NPO法人の事務所に備置き、閲覧に供する書類）

- ① 前事業年度の事業報告書等（翌々事業年度の末日まで）
  - ・ 事業報告書
  - ・ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）
  - ・ 財産目録
  - ・ 年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
  - ・ 社員名簿（前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）
- ② 最新の役員名簿
- ③ 定款等（最新の定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）

## 1 2 解散公告が簡素化されます

解散時の債権申出の催告の公告について、「清算人の就任後2月以内に、少なくとも3回」官報に掲載して行うこととされていましたが、「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化されました。

## 1 3 所轄庁は認証後未登記団体について認証の取消しができるようになりました

設立の認証後、6月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は設立の認証の取消しができることになりました。(合併の認証についても同様)

## 1 4 所轄庁は事業報告書等の謄写させることになりました

所轄庁は、事業報告書等、NPO法人から提出された書類の閲覧に加え、当該書類について謄写の請求があったときは、これを謄写させなければならないものとされました。

## 1 5 認定NPO法人・仮認定NPO法人制度の導入

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たし、組織運営や事業活動が適正で公益の増進に資すると認められた法人を認定NPO法人として認定する制度です。現在は、国税庁において認定事務を行っていますが、平成24年4月1日以降は所轄庁が認定事務を行うこととなり、新たに仮認定制度も導入されることになりました。

### 【認定NPO法人・仮認定NPO法人の概要】

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
認定要件	1 パブリック・サート・テスト（PST）基準（注1）を満たしていること 2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること 3 運営組織および経理が適切であること 4 事業活動の内容が適正であること 5 情報公開を適切に行っていること 6 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと 8 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること ※ 1～7について実績判定期間（注2）において適合していること	左記の要件のうち 1以外の要件を満たすこと
有効期間	5年間（更新あり）	3年間（更新なし）
申請可能な法人	すべてのNPO法人	設立後5年以内のNPO法人（注3）
税制上の優遇措置	○ 認定NPO法人への寄附者に対する税制優遇 ①個人が寄附した場合の寄附金控除 ②法人が寄附した場合の法人税の損金算入限度額の拡大 ③相続人が寄附した場合の非課税 ○ 認定NPO法人自身の税制優遇 ④「みなし寄附金制度」の適用	左記のうち①及び②のみ適用

（注1）NPO法人が広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準で、以下の3つの要件のいずれかに適合するもの

- ①相対値基準 実績判定期間における経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が1/5以上であること
- ②絶対値基準 実績判定期間内に3,000円以上の寄附者が年平均100人以上であること
- ③条例個別指定 自治体から個人住民税の控除対象となる法人として条例で個別指定を受けていること

（注2）初回認定及び仮認定の場合は2年、更新の場合は5年

（注3）法施行後3年間（平成27年3月31日まで）は設立後5年を経過している法人も申請可

# NPO法改正により定款の変更が必要となる場合

次回の総会までに定款を御確認の上、必要に応じて総会の議決等の手続きをお願いします。

## I 速やかに変更が必要な場合

### 1 活動分野の追加に伴う定款の変更

改正法で、特定非営利活動の活動分野の号数に変更になったため、法人の定款に記載している「特定非営利活動の種類」の規定内容によっては、定款を変更する必要があります。

#### ▲定款変更が必要な定款例

(特定非営利活動の種類)  
第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表第3号及び第5号に該当する特定非営利活動を行う。



第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表に掲げる活動のうち次に掲げる特定非営利活動を行う。  
1) . . . . .  
2) . . . . .

### 2 所轄庁の変更に伴う定款の変更

改正法で、所轄庁が京都府知事から京都市長に変更になる場合、法人の定款に「所轄庁」として「京都府知事」と記載している場合は、定款を変更する必要があります。

#### ▲定款変更が必要な定款例

(定款の変更)  
第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて京都府知事の認証を得なければならない。



第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

## II 次回の定款変更に併せて変更が必要な場合

### 定款変更届出事項の変更に伴う定款の変更

改正法で、定款変更届出事項が変更になったため、法人の定款に記載している「定款の変更」の規定内容によっては、定款を変更する必要があります。

#### ▲定款変更が必要な定款例

(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法



第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

## III 法改正に伴い変更が可能となる場合

### 【例】理事の代表権に制限を加える場合の定款の変更

定款で理事の代表権に制限を加える場合、「理事長は、この法人を代表する。」という規定のみでは、理事長以外の理事の代表権が制限されているか否かが必ずしも明確でなく、無用な誤解等を生じさせるおそれがあるため、「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」等の規定を置くことが望ましいとされています。

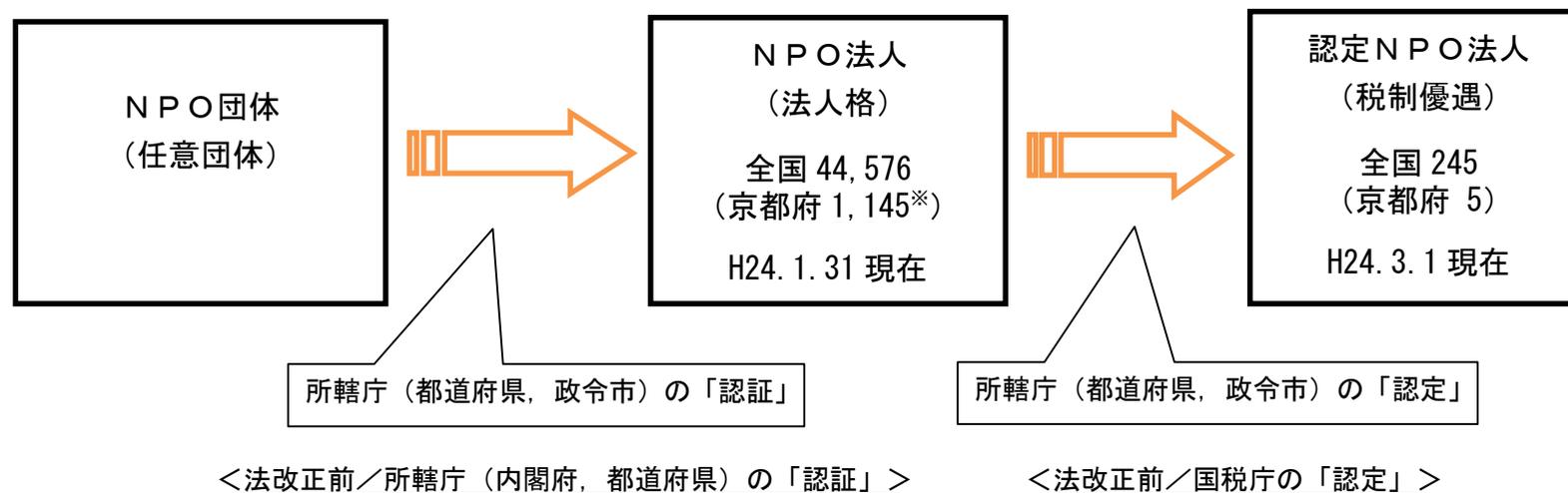
#### ▲理事長以外が代表権をもたない場合の定款例

(職務)

第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

### 特定非営利活動法人（NPO法人）の「認証」及び「認定」の状況

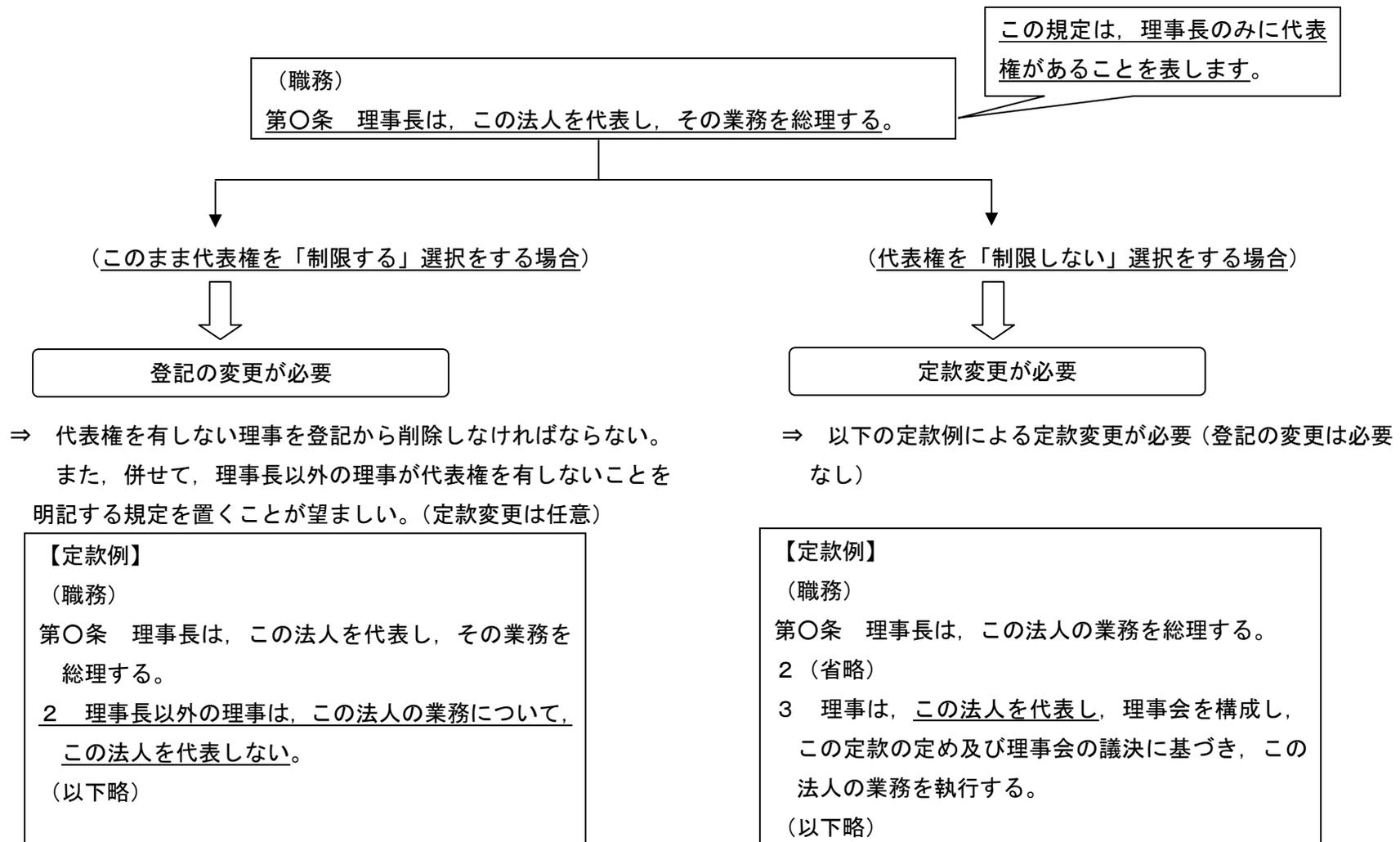


※ うち京都市内に主たる事務所が所在するNPO法人 761 法人 (66.5%)

## 特定非営利活動促進法における活動分野の追加（法第2条第1項別表の改正）

改正前	改正後
① 保健，医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤ 環境の保全を図る活動 ⑥ 災害救援活動 ⑦ 地域安全活動 ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨ 国際協力の活動 ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪ 子どもの健全育成を図る活動 ⑫ 情報化社会の発展を図る活動 ⑬ 科学技術の振興を図る活動 ⑭ 経済活動の活性化を図る活動 ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯ 消費者の保護を図る活動 ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動	① 保健，医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ <u>観光の振興を図る活動</u> ⑤ <u>農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u> ⑥ 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦ 環境の保全を図る活動 ⑧ 災害救援活動 ⑨ 地域安全活動 ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪ 国際協力の活動 ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑬ 子どもの健全育成を図る活動 ⑭ 情報化社会の発展を図る活動 ⑮ 科学技術の振興を図る活動 ⑯ 経済活動の活性化を図る活動 ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱ 消費者の保護を図る活動 ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動 ⑳ <u>前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</u>

## 理事の代表権の制限（登記の変更／定款変更）



## 認定NPO法人／仮認定NPO法人に対する税制上の優遇措置

## 1 寄附者に対する税制上の措置

(1) 個人が寄附する場合（仮認定NPO法人にも適用される。）

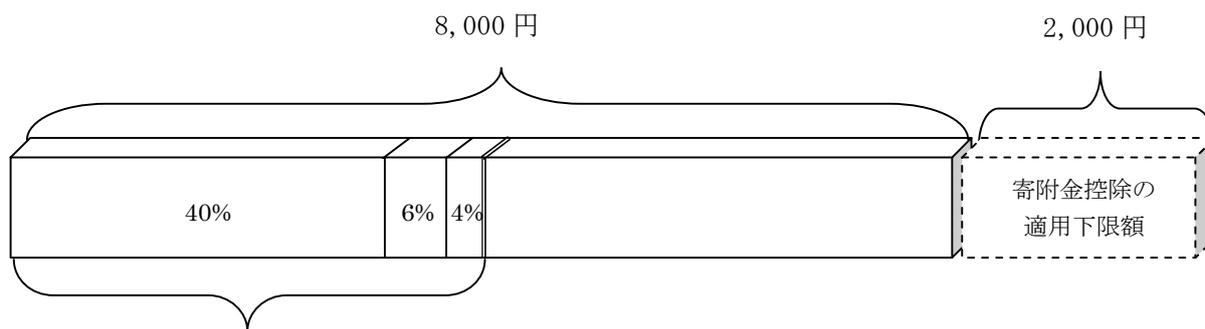
&lt;認定NPO法人に対する寄附金控除について&gt;

	改正前	改正後
所得 税	(寄附金額－2,000 円) を所得控除  【所得金額の 40%が上限】	(寄附金額－2,000 円) × 40% を税額控除 (所得控除との選択制)  【所得税額の 25%が上限】
個人住民税	(寄附金額－5,000 円) × 控除割合* を税額控除 * 都道府県 4%, 市区町村 6%	(寄附金額－2,000 円) × 控除割合* を税額控除 * 都道府県 4%, 市区町村 6%

(参考) 認定NPO法人へ個人が寄附した場合の税額控除

\* 個人が認定NPO法人に 10,000 円寄附した場合の例

(ただし、都道府県と市区町村がともに条例で当該認定NPO法人に対する寄附金を指定している場合)

 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円}$  (→所得税から控除) $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 320 \text{ 円}$  (→都道府県民税から控除) $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 480 \text{ 円}$  (→市区町村民税から控除)

控除額合計：所得税 (3,200 円) + 市区町村民税 (480 円) + 都道府県民税 (320 円) = 4,000 円

(2) 法人が寄附する場合（仮認定NPO法人にも適用される。）

寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられている。

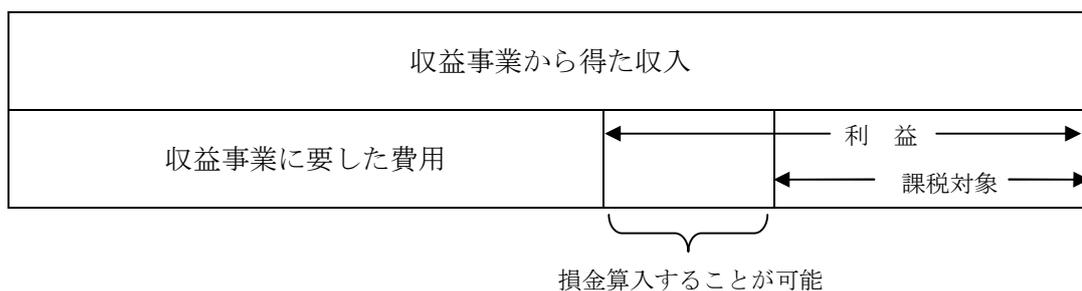
(3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産の一部を寄附する場合  
（認定NPO法人のみに適用される。）

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価額は、相続税の課税対象から除かれる。（ただし、相続税の申告期限までに寄附する場合に限る。）

## 2 認定NPO法人に対する税制上の措置

(1) みなし寄附金制度（認定NPO法人のみに適用される。）

収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金とみなし、一定の範囲内（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）で損金算入が認められる。



## ○ 認定NPO法人制度の要件

- 1 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準）として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - (1) 相対値基準：実績判定期間中の経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が政令で定める割合（5分の1）以上であること。
  - (2) 絶対値基準：実績判定期間中の判定基準寄附者（各事業年度において政令で定める額（3,000円）以上の寄附を行った者）の各事業年度当たりの平均が政令で定める数（100人）以上であること。
  - (3) 個別の条例指定：その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人であること。
- 2 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる共益的活動の占める割合として内閣府令で定める割合が100分の50未満であること。
  - (1) 会員等に対する資産の譲渡等、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動
  - (2) その便益の及ぶ者が会員等その他特定の範囲の者である活動
  - (3) 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等その他の活動
  - (4) 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 3 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
  - (1) 各役員について、次に掲げる者の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。
    - ・ 役員並びに役員の配偶者又は3親等以内の親族及び役員と特殊の関係のある者
    - ・ 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族及びこれらの者と特殊の関係のある者
  - (2) 各社員の表決権が平等であること。
  - (3) 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人並みに帳簿書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。
  - (4) 費途不明金その他の不適正な経理が行われていないこと。
- 4 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
  - (1) 次に掲げる活動を行っていないこと。
    - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
    - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- (2) 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対し特別の利益を与えないことその他特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
  - (3) 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が100分の80以上であること。
  - (4) 実績判定期間における受入寄附金総額のうち100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。
- (1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等
  - (2) 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - (3) 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類等
  - (4) 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類
- 6 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- 7 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 8 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- 9 実績判定期間において、3、4の(1)及び(2)、5、6並びに7の基準に適合していること。

## ○ 仮認定NPO法人制度の要件

- ・ 認定NPO法人の要件のうち2～9に適合すること。
- ・ 設立の日から5年を経過しないNPO法人であること。(経過措置により、改正法施行後3年間はすべてのNPO法人が対象)
- ・ 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

# 特定非営利活動法人の皆様へ

特定非営利活動促進法及び同法施行令が平成24年4月1日から施行されることに伴い、下記1に示した定款のように、「『理事長』のみが法人を代表する」旨の定めがある特定非営利活動法人については、平成24年4月1日から6か月以内に、理事長以外の理事について「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更の登記をしなければならないこととされました（特定非営利活動促進法施行令附則第3条第1項）。

理事長については、これまでどおり「理事」の資格で登記されます（理事長について変更の登記をする必要ありません）。

なお、変更の登記の添付書類は下記2のとおりで、申請書の記載は、別紙1のとおりとなります。

また、この期間内に、理事の任期満了により新たに法人を代表する理事を選定して登記する場合の添付書類は下記3のとおりで、申請書の記載は、別紙2のとおりです。

## 注意点

平成24年4月1日以降に、定款で定められた任期満了日の前に社員総会を開催し、ここで新たな理事を選任（後任者の選任又は増員）した場合は、現在の理事の任期が満了した以降、すなわち、新たな理事の任期が始まった後に理事長の選任のための理事会を開催しないと、その決議は無効となりますので、ご注意ください。

## 記

### 1 定款の例

第〇条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事〇人以上〇人以内

(2) 監事〇人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第〇条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第〇条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(理事長以外の理事について、代表権を定めた規定がない)

### 2 変更登記申請書の添付書類

(1) 定款

- (2) 定款の規定に基づき理事長を選定したことを証する書面  
(選定当時作成された理事の互選書等)
  - (3) 理事長の就任承諾書
- 3 平成24年4月1日以降に新たに法人を代表する理事を選定した場合の変更登記申請書の添付書類
- 上記「2」の添付書類のほかに、
- (1) 平成24年4月1日以降に新たに理事を選定したことを証する書面  
(社員総会議事録)
  - (2) 理事の就任承諾書

京都地方法務局法人登記部門

## 特定非営利活動法人変更登記申請書

1. 名 称 特定非営利活動法人〇〇 特定非営利活動法人の名称を登記簿のとおり記載します。
1. 主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 特定非営利活動法人の主たる事務所を登記簿のとおり記載します。
1. 登記の事由 理事の変更 「別紙のとおり」と記載し、別紙に登記すべき事項を記載することもできます。この場合には、別紙を申請書と合せてつけて、契印してください。
1. 登記すべき事項
- 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 理事 甲野太郎 平成24年4月1日代表権喪失  
 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 理事 乙野次郎 平成24年4月1日代表権喪失  
 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 理事 丙野三郎 平成24年4月1日代表権喪失  
 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 理事 丁野四郎 平成24年4月1日代表権喪失
- 代表権を有する理事（「理事長」等）以外の代表権を有しない理事全員について、その氏名、住所及び資格並びに登記原因（「平成24年4月1日代表権喪失」）を記載します。

1. 添付書類
- 定款 1通 理事長の選定方法を確認するため、定款を添付します。
- 理事の互選書 1通
- 定款に理事の互選により法人を代表する理事（「理事長」等）を選定する旨の定めがある場合には、選定当時の理事の互選書を添付します。なお、その内容が理事の互選を証するものである場合には、理事会の議事録でも差し支えありません。
- 就任承諾書 1通 理事長としての選定当時の就任承諾書を添付します。
- 委任状 1通 なお、就任承諾書として理事の互選書又は理事会の議事録の記載を援用する場合には、「就任承諾書は理事の互選書（理事会の議事録）の記載を援用する」と記載します。
- 代理人に申請を委任した場合のみ必要です。
- 上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登記申請書を提出する日付を記載します。  
郵送により申請をする場合には、空欄でも差し支えありません。

受付番号票貼付欄

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
申請人 特定非営利活動法人〇〇

申請人として、特定非営利活動法人の主たる事務所及び名称を記載します。

代表権を有する理事（理事長等）の住所、資格及び氏名を記載します。  
なお、資格は、「理事」と記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
理事 法務太郎 印

当該理事が法務局に提出している印鑑を押印してください。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
上記代理人 代理 一郎 印

代理人が申請する場合にのみ、代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印鑑（認印でも可）を押印してください。この場合には、上記の理事の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

登記の申請をする管轄の登記所を記載します。

〇〇（地方）法務局 〇〇支局 御中  
出張所

特定非営利活動法人（役員変更（理事重任・代表権喪失））

特定非営利活動法人変更登記申請書

1. 名 称

1. 主たる事務所

1. 登記の事由                      理事の変更

1. 登記すべき事項

○市○区○町○番地  
理事 法務太郎  
平成○年○月○日重任

○市○区○町○番地  
理事 法務次郎  
平成24年4月1日代表権喪失

○市○区○町○番地  
理事 法務三郎  
平成24年4月1日代表権喪失

○市○区○町○番地  
理事 法務四郎  
平成24年4月1日代表権喪失

○市○区○町○番地  
理事 法務五郎  
平成24年4月1日代表権喪失

1. 添付書類

社員総会議事録	1通
代表権を有する理事を選定した書面	1通
定款	1通
就任承諾書	2通
印鑑証明書	通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

受付番号票貼付欄

申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (主たる事務所)  
特定非営利活動法人 ○○○○○○○ (名称)

理事 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (理事長の住所)  
○○○ ○○○ (理事長の氏名) 

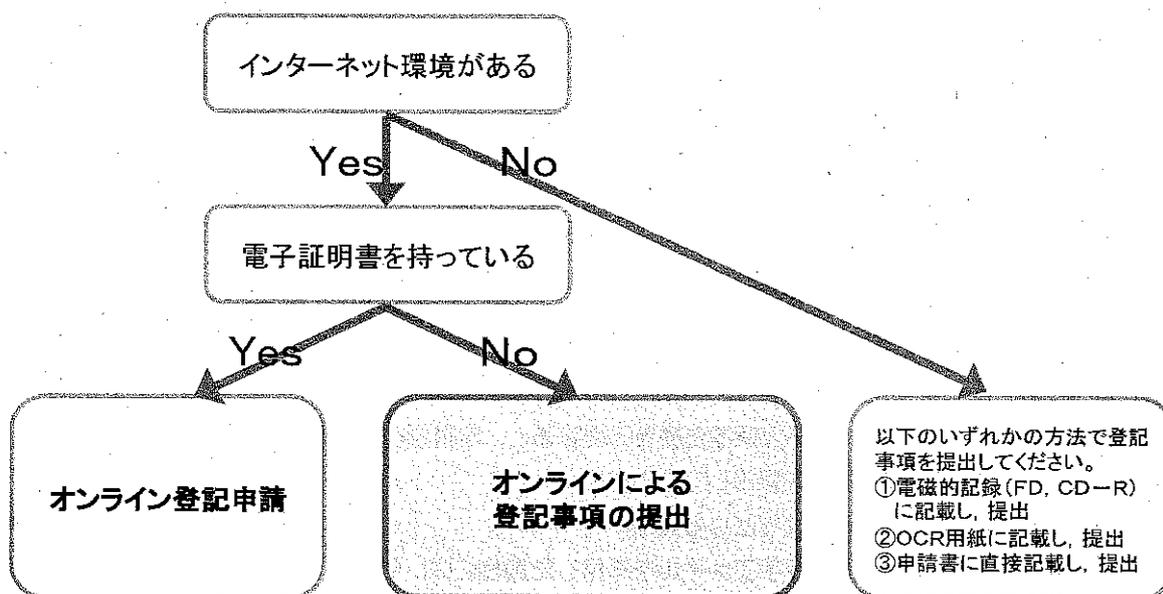
連絡先の電話番号 ○○○-○○○○○-○○○○○

京都地方法務局 御中

# インターネット環境があるお客様への 法務局からの御案内

商業・法人登記の申請を行う場合には、簡単・便利な  
オンラインによる登記事項の提出を是非御利用下さい。

登記事項の提出の方法は、お客様の環境に応じて、以下のとおりとなります。



## この方式のメリット

- ・申請用総合ソフト等を用いることにより、申請書を簡単に作成することができます。
- ・磁気ディスクやOCR用紙を用意する必要がありません。
- ・オンラインによって、受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。
- ・電子署名及び電子証明書の添付は、必要ありません。

※ なお、オンラインによる登記事項の提出を行えば、あとは、登記所には申請書と添付書類を提出（郵送でも可）するだけです。

詳しくは、次のホームページにアクセスしてください。

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)

お問合せ先 京都地方法務局法人登記部門

電話 075-231-0292

京都地方法務局

## <オンラインによる登記事項提出手続の流れ>

### Step1 登記事項提出書の作成・送信

申請用総合ソフト等を用いて登記事項提出書を作成し、登記・供託オンライン申請システムに送信してください。

※ 申請用総合ソフトを初めて利用される方は、ダウンロードと利用者登録を行ってください。

申請用総合ソフトダウンロード <http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download.html>

※ 登記事項提出書の送信に当たっては、電子署名を付すことや電子証明書を送信することは、必要ありません。

※ 添付書面情報の送信や電子納付は、することができません

### Step2 申請書の作成・登記所への提出

申請書を作成し（登記事項提出書を印刷することによって作成することができます。）、以下の①～④の書面を合わせてとして各ページに届出印（代理人による申請の場合には、届出印と代理人が申請書に押した印鑑の両方）で契印し、①～⑦の書面を持参又は郵送の方法により、管轄の登記所へ提出してください。

#### ①申請書（→各ページに契印）

登記事項提出書を印刷し、申請人の氏名の横に届出印（代理人による申請の場合には、届出印の代わりに、代理人の氏名の横に代理人の印鑑）を押印してください。

#### ②委任状（→各ページに契印）

委任状を作成した場合には、登記事項提出書を印刷すると、申請書と共に委任状も出力されますので、その委任状の委任者の氏名の横に届出印を押印してください。

#### ③外字ファイル（→申請書と合わせてとして契印）

登記事項提出書を作成する際に外字ファイルを添付した場合には、その外字ファイルを印刷してください。

#### ④登録免許税又は登記手数料分の領収証書又は収入印紙（→貼付台紙を申請書と合わせてとして契印）

適宜の紙（白紙で構いません。）に領収証書又は収入印紙を貼り付けてください。

#### ⑤到達通知

登記事項提出書が登記・供託オンライン申請システムに到達すると、申請用総合ソフト等の処理状況表示画面等から到達通知を確認することができるようになりますので、その通知を印刷してください。

#### ⑥添付書類

必要な添付書類は、申請される登記の種類等によって異なります。

詳しくは、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>）を御覧ください。

#### ⑦印鑑届書

印鑑を届け出る必要がある場合には、市区町村長が作成した3か月以内の印鑑証明書を添付して、印鑑届書を提出してください。

### 登記申請受付後について

登記の申請が受け付けられると、処理状況に応じて、申請用総合ソフト等の処理状況表示画面等から、受付番号のお知らせ、補正のお知らせ、手続終了のお知らせ等を確認することができます。

なお、補正、取下げを行う場合には、書面により行う必要があります。